

横浜市泉区バドミントン協会規約

平成17年 4月 1日 (5 版)

横浜市泉区バドミントン協会規約

(名称及び事務局)

第1条 本協会は、横浜市泉区バドミントン協会と称し事務局を泉区バドミントン協会内に置く。

(目的)

第2条 本協会は、泉区内のバドミンツンの普及と健全なる発展により、泉区民の健康と相互親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう

- 1) 区民バドミントン大会の開催
- 2) 講習会、研修会などの開催
- 3) 指導者の育成及び派遣
- 4) その他、本協会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本協会は、第2条の目的を達成に賛同する、泉区内に在住、在勤、在学、在部するバドミントン愛好会をもって組織する。

第5条 本協会は下記の各部を置く。

- 1) 一般男女の部
- 2) レディースの部

(組織)

第6条 本協会は、次の役員を置き役員会を構成する。

会長 1名、副会長 3名、理事長 1名、副理事長 1名、総務 数名、
競技委員 2名、会計 2名、会計監査 2名、顧問若干名、(以上常任理事)
理事

(役員)

第7条 理事は、各地域団体より推薦された1名とする。

第8条 役員は、理事の中より理事会で互選する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本協会を代表して会務を統轄し、会長に事故のあるときは副会長がこれを代行する。

事務局は、会長の指示を受け、会の事務を執行する。

理事は、理事会を組織し会務を審議する。

会計は、協会の経理を担当し、会計監査は会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない、欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本協会の会議は役員会、理事会として、必要に応じて会長が召集する。

第12条 理事会は、次の事項を審議する。

- 1) 規約の変更
- 2) 事業計画及び収支予算
- 3) 事業報告及び収支決算
- 4) 役員の選出
- 5) その他会長が必要と認めたもの

(議決)

第13条 本協会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は会長が決定する。
(但し委任状は認める)

(経費)

第14条 本協会の運営経費は、区体育協会からの補助金、大会収入、個人登録料、その他の収入をもって当てる。

第15条 本協会の主催する各事業には、参加料を徴収することができる。

(会計年度)

第16条 毎年 4月1日より、翌年 3月31日までとする。

(附則)

第17条 本規約は、昭和62年 4月 1日より施行する。

